

RPA 管理システム  
RPA Management System

仕 様 書

令和 8 年 8 月  
国立大学法人旭川医科大学  
Asahikawa Medical University

## I 仕様書概要説明

### 1. 調達背景及び目的

本院では、従来より業務効率化及び職員の負担軽減を目的として、RPA（ROBOTIC PROCESS AUTOMATION）を活用した業務改善に取り組んできた。具体的には、定型的な事務作業やデータ入力業務等を対象に RPA シナリオを個別に作成・運用し、業務削減効果を行ってきたところである。これらの RPA は各部署あるいは担当者単位で個別に開発・導入されてきた経緯があり、稼働状況やエラー発生時の対応履歴等が一元的に把握できていないなど、組織全体として統合的な管理及び活用が出来ているとは言い難い現状にある。このため、担当者の異動や退職に伴うシナリオのブラックボックス化、重複した開発によるコストの増大、セキュリティ上のリスク管理の不徹底といった課題も顕在化しつつある。こうした課題を解消し、RPA の統合的な管理及び活用が実現できれば、これまでの限定的な利用にとどまらず、部署横断的な業務プロセスの自動化や継続的な業務改善、より多くの用途に活用することが可能となる。これにより、業務の効率化及び職員の負担軽減はもとより、人的資源をより付加価値の高い業務へ再配分することが可能となり、ひいては医療サービスの質の向上及び病院経営の健全化への貢献に寄与することが期待できる。

このため、本院における RPA の開発・運用・保守を一元的に管理し、統合的な活用を可能とする RPA 統合管理システムを導入するものである。

### 2. 調達物品及び構成内訳

RPA 管理システム 一式

（構成内訳）

（１）RPA 用サーバ 一式

（２）RPA アプリケーション 一式

（３）RPA 環境構築及び開発支援 一式

以上の他、撤去、搬入、据付、配線、調整、本院既存システムとの接続、本院既存システムの設定変更等及び操作説明を含む。

### 3. 技術的要件の概要

- （１）本調達に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は「Ⅱ 調達物品に備えるべき技術的要件」に示すとおりである。
- （２）技術的要件は、すべて必須の要求要件である。

- (3) 必須の要求要件は、本院が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないと判断された場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本院「RPA 管理システム」技術審査職員（以下、「技術審査職員」という。）において、入札機器に係る技術仕様書を含む入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

#### 4. その他

##### (1) 仕様に関する留意事項

- ① 原則として入札時点で製品化されていること。ただし、入札時に製品化されていない機器を応札する場合は、技術的要件をすべて満たすことが可能な旨の説明書、開発計画及び納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。

##### (2) 提案に関する留意事項

- ① 提案に関しては、提案機器が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつわかりやすく、資料等を添付する等して説明すること。従って、審査するにあたって提案の根拠が不明確、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると技術審査職員が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなし、不合格とするので十分留意して作成すること。
- ② 要求要件を満たすことを示すために、カタログや説明書から引用する場合には、アンダーラインや色分けすることによって、該当部分を分かりやすく示すこと。カタログや説明書により引用が困難な場合には、その製造業者による品質証明書等に代えることができる。
- ③ 提案された内容等に対し、問い合わせやヒアリングを行うことがあるので、提出資料等に関する照会先を明記すること。
- ④ 落札者は「性能、機能以外の要件」の中で記載する情報守秘並びに情報保全に関する書類を速やかに提出すること。

##### (3) 実施に関する留意事項

- ① 実施スケジュールは、本院担当者と協議し、その指示に従うこと。特に、受注者は、本院担当者、本院関連部署担当者、既設の部門等システム導入業者、病院情報管理システム導入業者、医療情報ネットワークシステム導入業者等の関連する業者と十分に協議を行った上で、作業計画を立案すること。
- ② 搬入、据付、配線、調整、撤去、本院が指定する既存システム・機器との接続・設定変更及びこれに付帯する工事に要する一切の費用は、本調達に含むこと。
- ③ 納入物品の搬入に際しては、本院施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うとともに、納入時及び稼働開始時には、受注者が必ず立ち会うこと。

## II 調達物品に備えるべき技術的要件

(性能、機能に関する要件)

「RPA 管理システム」は、RPA 用サーバ、RPA アプリケーション、RPA 環境構築及び開発支援から構成され、以下の要件を満たすこと。

### 1. RPA 用サーバ

- 1-1. RPA アプリケーションを 24 時間 365 日稼働可能な必要十分なスペックを備えたサーバを用意すること。
- 1-2. サーバ形態は、物理式あるいは仮想式のどちらでも可とする。
- 1-3. サーバ OS は Windows Server 2022 相当以上であること。
- 1-4. メインメモリは 32GB 以上を搭載していること。
- 1-5. ストレージは 300GB 以上搭載していること。
- 1-6. CPU は Intel Core i5 4 コア 4 スレッド 2.8GHz 相当以上を搭載していること。
- 1-7. 仮想サーバを採用する場合は、本院稼働中の仮想サーバ環境へ搭載することを原則とする。なお、詳細については本院担当者と協議の上決定すること。
- 1-8. 本院稼働中の仮想サーバ環境へ構築する場合は、令和 9 年度に予定されている病院情報管理システムの更新時の仮想環境移設に対応すること。また、その費用は本調達に含むこと。

### 2. RPA アプリケーション

- 2-1. 本院稼働中の電子カルテシステム (NEC 社 MegaOak HR) をはじめとした病院情報管理システムと密な連携が可能であること。ここで言う密な連携とは、RPA を用いて病院情報管理システムの操作が可能であることを指す。
- 2-2. 当院稼働中の電子カルテシステム (NEC 社 MegaOak HR) において稼働実績を有すること。
- 2-3. 本院の医療情報ネットワークシステム内で動作を完結できること。
- 2-4. 3 タスク以上同時並行動作が可能であること。
- 2-5. プログラミング知識なしでロボットを作成可能なこと。
- 2-6. 国内で 10 年以上の開発・運用実績を有する会社の RPA 製品であること。
- 2-7. 国立大学病院に加え、他の国立機関での稼働実績を複数有すること。
- 2-8. 現在本院で稼働中の RPA (オープン株式会社製「BizRobo!」) と密な連携が可能であること。なお、密な連携とは、処理の実行指示、実行状況及び実行結果の取得、データの受け渡し等で相互に動作が連携可能な状態を指し、連携に係る一切の費用は本調達に含むこと。
- 2-9. 最低 3 年間以上の継続利用可能なライセンスを含むこと。

### 3. RPA 環境構築及び開発支援

- 3-1. 2. RPA アプリケーションの実稼働及び運用を前提として、RPA 環境の構築を行うこと。
- 3-2. 対象業務に即したロボットの作成支援を行うこと。なお、対象業務の選定にあたっては本院担当者と協議の上選定すること。
- 3-3. ロボット開発及び稼働における課題については、本院担当者と協議の上可能な限り迅速に対処すること。
- 3-4. 開発支援においては、100 人日以上を本調達に含むこと。
- 3-5. 2027 年 9 月頃に予定されている本院病院情報管理システム更新において移行作業及び関連作業等が発生する場合には、その費用は本調達に含むものとする。

(性能、機能以外に関する要件)

#### 1. 設置条件等

- 1-1. 設置・履行場所は、本院経営企画部サーバ室とする。
- 1-2. 本院が用意した一次設備以外に必要な電源設備、空調設備がある場合は、本調達に含むものとする。
- 1-3. 機器の撤去、搬入、据付、配線、調整、本院既存システムとの接続、本院既存システムの設定変更等及び操作説明については、本院の診療業務に支障をきたさないように本院担当者と協議の上、その指示に従い適正に行うこと。
- 1-4. 既設のネットワークとの接続にあたっては、本院経営企画部や既設システムのベンダーと接続時期や方法について十分に協議し、本院担当者の指示に従うこと。

#### 2. 保守体制

- 2-1. 24 時間、365 日連絡可能な連絡先を常に用意すること。
- 2-2. 通常の使用で発生した障害対応及び定期点検を実施できる体制であること。
- 2-3. 納入検査確認後 1 年間は、通常の使用により発生した障害の無償対応に応じること。
- 2-4. 平日(土日祝日以外)の午前 9 時から午後 5 時において障害が発生した場合は、連絡を受けてから、8 時間以内に一次対応できる体制であること。

#### 3. その他

- 3-1. 取扱説明に関する教育訓練は、本院が指定する日時、場所において行うこと。また、納入後において、本院担当者の変更等で新たに教育訓練が必要となった場合にも対応する

こと。

- 3-2. 操作マニュアルを日本語版で2部以上提供すること。なお、PDFデータでの提供の場合はこの限りではない。
- 3-3. 本院のセキュリティポリシーに合致したセキュリティ対策を施し、事前に本院担当者の承認を受けること。また、今回導入するシステムのうち、サーバ機器には、本院指定のウイルス対策用ソフトウェアを適用すること。なお、ウイルス対策ソフトのライセンスは本調達に含むこと。
- 3-4. 本システムで使用するネットワーク環境は、医療情報ネットワークシステム（導入業者：アライドテレシス株）である。本システムの導入にあたり、ネットワーク接続に要する費用は本調達に含むこと。
- 3-5. 最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第7版」（厚生労働省：令和8年6月改定。ただし、導入時に改定された場合は、改定後の版）をはじめとした関連する法令、政令、施行令、条例、施行規則、告示、通知、ガイドライン、ガイダンスの考え方に基づいてシステムを構築すること。運用に依存する内容については、本院担当者とよく相談すること。